

京都府交通安全基本条例の一部を改正する条例

京都府交通安全基本条例（平成26年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。
第17条中「無免許運転」の右に「、妨害運転」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。